



Miyake newsletter

個人情報保護法ニュース No. 12

個人情報保護法改正の最新動向

～「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方」を読み解く～

はじめに、

平素より大変お世話になっております。

さて、今回は個人情報保護法ニュース「個人情報保護法改正の最新動向～「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方」を読み解く～」をご案内させていただきます。

本ニュースレターは、2025年3月5日に開催された第316回個人情報保護委員会において、審議され、決定された「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方」を踏まえ、個人情報保護法の改正の最新動向について解説するものです。

令和7年4月1日

弁護士法人三宅法律事務所

* 本ニュースレターに関するご質問・ご相談がありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士渡邊雅之、弁護士越田晃基、弁護士岩田憲二郎、弁護士出沼成真（執筆者）

TEL 03-5288-1021 FAX 03-5288-1025

Email: m-watanabe@miyake.gr.jp

k-koshida@miyake.gr.jp

k-iwata@miyake.gr.jp

n-idenuma@miyake.gr.jp

個人情報保護法改正の最新動向

～「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方」を読み解く～

本ニュースレターは、2025年3月5日に開催された第316回個人情報保護委員会において、審議され、決定された「個人情報保護法の制度的課題に対する考え方」¹（「本考え方」）を踏まえ、個人情報保護法の改正の最新動向について解説するものです。

本考え方は、今後の個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」又は「法」）の改正法案の骨子となるものであり、2024年6月27日に個人情報保護委員会から公表された「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」の際よりも方向性が明確となっています²。

ただし、課徴金制度の取り扱いについては、令和6年12月25日に公表された『個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書』においては、導入は確実なものに読めたものの、若干後退しているようにも読めます（団体による被害回復制度・差止請求について取り扱いについて消極的である点は同じ）。

※中間整理による改正の方向性については下記ニュースレターをご覧ください。

[個人情報保護法ニュースNo.10:「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る中間整理」に見る個人情報保護法の改正予想\(第2版\)\(2024/08/14\)](#)

[個人情報保護法ニュースNo.9「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る中間整理」に見る個人情報保護法の改正予想」\(2024/07/23\)](#)

※検討会報告書による課徴金制度の具体的内容については下記ニュースレターをご覧ください。

[個人情報保護法ニュースNo.11 個人情報保護法における課徴金制度の導入～「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討会報告書」を読み解く～\(2025/01/09\)](#)

今後、本考え方に基づき、2025年通常国会において、個人情報保護法の改正法案が内閣提出法案として国会に提出され、審議のうえ、2025年5月・6月ごろに法案が成立することが予想されます。なお、改正法の施行は、過去の改正と同様に準備期間が設けられ、2年後の2027年4月に施行されるものと考えられます。それまでの間に、関連政令・委員会規則・ガイドラインの改正案が公表されると考えられます。

¹ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/250305_shiryou-1-1.pdf

² 「いわゆる3年ごと見直し」とは、令和2年改正法（個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）、令和4年4月1日全面施行）の附則第10条において、「政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」（いわゆる3年ごとの見直し規定）との規定がされていることに基づく個人情報保護法の改正に関する議論をいいます。

第1. 個人データ等の取扱いにおける本人関与に係る規律の在り方

1. 個人の権利利益への影響という観点も考慮した同意規制の在り方

(1) 統計作成等、特定の個人との対応関係が排斥された一般的・汎用的な分析結果の獲得と利用のみを目的とした取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

ア. 規律の考え方(改正の方向性)

- 統計情報等の作成(注1)のために複数の事業者が持つデータを共有し横断的に解析するニーズが高まっていること、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報等の作成や利用はこれによって個人の権利利益を侵害するおそれが少ないものであることから、このような統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等(注2)(注3)を条件に、本人同意なき個人データ等の第三者提供(注4)(注5)及び公開されている要配慮個人情報の取得を可能としてはどうか(注6)。

注1: 統計作成等であると整理できるAI開発等を含む。

注2: 本人同意なき個人データ等の第三者提供については、当該個人データ等が統計情報等の作成にのみ利用されることを担保する観点等から、個人データ等の提供元・提供先における一定の事項(提供元・提供先の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容等)の公表、統計作成等のみを目的とした提供である旨の書面による提供元・提供先間の合意、提供先における目的外利用及び第三者提供の禁止を義務付けることを想定している。

注3: 本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得については、当該要配慮個人情報の取得が統計情報等の作成又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供にのみ利用されることを担保する観点等から、公開されている要配慮個人情報の取得者における一定の事項(取得者の氏名・名称、行おうとする統計作成等の内容又は本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である旨等)の公表、取得者における目的外利用及び第三者提供(本規律に基づく本人同意なき個人データ等の第三者提供を行う目的である場合における当該第三者提供を除く。)の禁止を義務付けることを想定している。

注4: 法第17条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超える第三者提供を含む。

注5: 当該提供により提供先が本人同意なく要配慮個人情報を取得することも可能とすることを想定している。

注6: 具体的な対象範囲や公表事項等は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)等で定めることを想定している。

イ. 現状の規律(現行法)

① 情報等をめぐる現状の規律

- 統計情報それ自体は個人情報に該当しない

- 統計情報は「個人に関する情報」に該当しないため、個人情報保護法の対象外(Q&A1-7、1-17)。

- 同様に、複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ(重み係数)は、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報」に該当せず、こちらも法の対象外(Q&A1-8)。

- **統計化目的は利用目的規制の対象外**

- 個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的の特定、通知・公表・明示を要する(法 17 条、21 条1項・2項)が、個人情報を統計データに加工すること自体は、これを利用目的として特定する必要がないとされる(Q&A2-5)。

- **統計化目的のみでもフルサイズの提供規制**

- 現行法の下では、統計化目的のみであったとしても、個人データを第三者提供するにあたっては、フルサイズの提供規制が適用される。
- 実務上、統計情報の作成を「委託」(法 27 条5項1号)した上で、成果物としての統計情報を委託元に納品し、当該統計情報(非個人情報)を委託元から“逆輸入”することもあった。
 - ・ 提供規制の潜脱のようにも思えるが、これにより侵害される個人の権利利益を観念しがたいことから、特段問題視されていなかったように思われる。

② AI 開発等をめぐる現状の規律

- **学習済みパラメータそれ自体は個人情報に該当しない**

- 複数人の個人情報を機械学習の学習用データセットとして用いて生成した学習済みパラメータ(重み係数)は、当該パラメータと特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいては「個人に関する情報」に該当せず、こちらも法の対象外(Q&A1-8)。

- **AI 開発目的が利用目的規制の対象か否かは両論あり不安定**

- 仮に特定の個人との対応関係が排斥された学習済みパラメータの作成を目的とするものであったとしても、それが利用目的規制の対象外となるかは議論が尽きない。
 - ・ 対象説: 仮名加工情報制度を用いない限り目的外利用になる
 - ・ 対象外説: 本人の権利利益への影響が僅少であるため利用目的規制の対象外

- **AI 開発等のための個人データ(データセット)の提供にはフルサイズの提供規制の対象**

- 現行法の下では、AI 開発等目的のみであったとしても、個人データを第三者提供するにあたっては、フルサイズの提供規制が適用される。

③ WEB 上に公開された要配慮個人情報に関する現状の規律

- **要配慮個人情報の取得における本人同意原則(法 20 条2項)**

- しかも要配慮個人情報の定義はかなり細かい(法2条3項、令2条1～5号、規則5条1号～4号⇒身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律を読み解く必要がある。))。

● **WEB 上に公開された要配慮個人情報の取得は悩ましい**

- 要配慮個人情報が一定の者(本人や国、報道機関など)により公表されている場合は、本人の同意を得ずに要配慮個人情報を取得することができる(法 20 条2項7号・法 57 条1項各号・規則6条各号)。
- AI 開発等の文脈において、WEB 上の情報を大量に収集する際、要配慮個人情報が上記の者により公開されたものであるか否かを判断することは事実上困難。
- 現状は、個人情報保護委員会による超法規的解釈により対応している(令和5年6月2日付「生成 AI サービスの利用に関する注意喚起等について」³⁾)。

(1)機械学習のために情報を収集することに関して、以下の4点を実施すること。

- ① 収集する情報に要配慮個人情報が含まれないよう必要な取組を行うこと。
- ② 情報の収集後できる限り即時に、収集した情報に含まれ得る要配慮個人情報をできる限り減少させるための措置を講ずること。
- ③ 上記①及び②の措置を講じてもなお収集した情報に要配慮個人情報が含まれていることが発覚した場合には、できる限り即時に、かつ、学習用データセットに加工する前に、当該要配慮個人情報を削除する又は特定の個人を識別できないようにするための措置を講ずること。
- ④ 本人又は個人情報保護委員会等が、特定のサイト又は第三者から要配慮個人情報を収集しないよう要請又は指示した場合には、拒否する正当な理由がない限り、当該要請又は指示に従うこと。

ウ. 改正による実務への影響

● **統計目的等例外により、現状に比して柔軟なデータ利活用が可能に**

- 提供規制・要配慮個人情報の取得規制が緩和されることにより、統計情報の作成等(AI 開発等を含む)にかかる自由度は増すものと思われる。
- 目的外での利用や提供を未然防止するための一定の規律が設けられる見通し。

(本人同意なき第三者提供の場合)

・統計作成等のみである旨、目的外利用禁止、第三者提供禁止の合意、公表義務

(本人同意なき公開されている要配慮個人情報の取得)

・目的外利用禁止、第三者提供禁止、公表義務

● **透明性の確保**

- 統計目的等例外に依拠するためには、次の内容を公表しなければならない見通し

(本人同意なき第三者提供の場合)

- ①提供元・提供先の氏名・名称
- ②行おうとする統計作成等の内容等

³ <https://www.ppc.go.jp/news/press/2023/230602kouhou/>

(本人同意なき公開されているよう配慮個人情報の取得)

- ①取得者の氏名・名称
- ②行おうとする統計作成等の内容 又は本規律に基づく本人同意なき第三者提供を行う目的である旨等

● 「行おうとする統計作成等の内容等」への注文

- 「行おうとする統計作成等の内容等」については、それが何であれ、特定の個人との対応関係が排斥されている限りにおいて、特定の個人の権利利益に及ぼす影響は僅少であると考えられるため、事後の変更も柔軟に許容されるべきではないか。
- 変更後の目的は、あくまで透明性の確保に資する限度で、事前又は事後遅滞なく公表することで足りることとすべきではないか。

(2) 取得の状況からみて本人の意思に反しない取扱いを実施する場合の本人の同意の在り方

ア. 規律の考え方(改正の方向性)

- 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始め、目的外利用、要配慮個人情報取得又は第三者提供が**本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合(注7)について、本人の同意を不要としてはどうか。**

注7 :例えば、本人が、事業者 A の運営するホテル予約サイトで事業者 B の運営するホテルの宿泊予約を行ったため、事業者 A が事業者 B に当該本人の氏名等を提供する場合や、金融機関が海外送金を行うために送金者の情報を送金先の金融機関に提供する場合等が想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

イ. 現状の規律(現行法)

- 目的外利用・要配慮個人情報の取得・第三者提供は、法律上の例外事由に該当しない限り、それが必要不可欠であるとしても、本人の同意を得る必要がある。
 - 法により形式的かつ同意偏重の実務運用を強いられている。
 - 他方で、取得する同意は任意でなくてもよく、包括的でもよく、黙示的でもよいとされる。しかも、ひとたび同意が与えられれば、それは事後に撤回できないと解されている。
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(「通則 GL」)2-16 は、「事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。」とされているが、あまり機能していないように思われる。
- 形式的かつ同意偏重の実務運用の弊害

- 契約の履行など必要不可欠な場面でも第三者提供への本人の同意が必須とされていることから、同意取得漏れを防止するため、同意事項を盛り込んだプラポりに同意しない限りサービスを利用することができない仕組みを採用する事例多数。
- ついでに必要不可欠ではない同意事項への同意も取得する事例多数。どうせ同意を取得するのであれば、こっそりと広汎な同意を得ておく、という企業行動も理解できる。
- 本人からすれば、気付かないうちに極めて広汎な同意を与えてしまうことになる。(しかもその同意は撤回できない)。

ウ. 改正による実務への影響

● 第三者提供規制の形式主義・同意偏重主義の一部修正による規制緩和の側面

- 個人データの第三者提供等が契約の履行のために必要不可欠な場合を始めとして、目的外利用や要配慮個人情報の取得も含め、
 - ① 本人の合理的意思に反するところがないか
 - ② 本人の権利利益を害するところがないか
 といった実体判断により、わざわざ形式的に本人の同意を取得する必要がなくなる点において、規制緩和の側面がある。
- 無益で無味乾燥な本人同意プロセスを経なくてもよくなり、各企業がより実体的・実質的に本人同意の要否を判断することができるようになるのではないか。

● 同意の有効性・正当性に関する議論がクローズアップされる可能性

- 法改正後、目的外利用・要配慮個人情報の取得・第三者提供に本人の同意を要する場面は、「本人の合理的意思に反するかもしれない場面」になるということである。
- こうなると、同意の有効性や任意性、正当性に関する議論が盛り上がることは必至であり、従前のような同意万能的な実務は衰退するかもしれない。
- ダークパターンを巡る議論も現実には実務に落とし込まれると予想。

(3) 生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件の在り方

ア. 規律の考え方(改正の方向性)

- 人の生命、身体又は財産の保護のための例外規定及び公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のための例外規定について、現行制度においては「本人の同意を得ることが困難であるとき」という要件が付されているが、事業者・本人の同意取得手続に係る負担を軽減し、個人情報のより適正かつ効果的な活用及びより実効的な個人の権利利益の侵害の防止につなげる観点から、「**本人の同意を得ることが困難であるとき**」のみならず、「**その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき**」(注8)についても、上記例外規定に依拠できることとしてはどうか。

注8:例えば、(公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、)本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等)が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。具体的な事例については、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定している。

イ. 現状の規律(現行法)

● 同意取得困難性要件

➤ 現行法上、原則として本人の同意を要する目的外利用・要配慮個人情報の取得・第三者提供については、それぞれ法律上の例外として、

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ② 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

が定められている(法18条3項2号・3号、法20条2項2号・3号、法27条1項2号・3号)。

- 現行法の解釈において、同意取得困難性要件を充足するのは、概ね次の場面である。
- ・ 本人の連絡先が不明等により、本人に同意を求めるまでもなく本人の同意を得ることが物理的にできない場合
 - ・ 本人の連絡先の特定のための費用が極めて膨大で時間的余裕がない等の場合(文字づらのイメージほど簡単な要件ではない。数が多いだけではNG。)
 - ・ 当該個人情報の取扱いが本人に知られること等により支障が生じるおそれがある場合(例えば暴力団員・総会屋・悪質クレーマーの情報を事業者間で共有するための第三者提供など)
 - ・ 本人による同意が社会通念上期待し難い場合 など

ウ. 改正による実務上の影響

● 同意取得困難性要件の緩和の方向性

➤ 「本人の同意を得ることが困難であるとき」のみならず、「その他の本人の同意を得ないことについて相当の理由があるとき」の具体例として、次の場面が想定されている。

公衆衛生の向上のために特に必要である一方で、)本人のプライバシー等の侵害を防止するために必要かつ適切な措置(氏名等の削除、提供先との守秘義務契約の締結等)が講じられているため、当該本人の権利利益が不当に侵害されるおそれがない場合等が想定される。

➤ これにより、本人同意取得の機会がある場合であっても、本人の権利利益が不当に侵害されるおそれを低減する措置を講ずれば、前記「必要性」の要件のみで法定の例外事由に依拠することができるかもしれない。

- しかも講ずべき「措置」の内容が氏名等の削除と、守秘契約の締結で足りるというのであれば、現行法よりも機動的に例外事由に依拠することができるかもしれない。

(4) 病院等による学術研究目的での個人情報の取扱いに関する規律の在り方

ア. 規律の考え方(改正の方向性)

- 医学・生命科学の研究においては、研究対象となる診断・治療の方法に関する臨床症例の分析が必要不可欠であり、病院等の医療の提供を目的とする機関又は団体による研究活動が広く行われている実態があることから、目的外利用規制、要配慮個人情報取得規制、第三者提供規制に係るいわゆる学術研究例外に依拠することができる主体である「**学術研究機関等**」に、**医療の提供を目的とする機関又は団体**（注9）が含まれることを明示することとしてはどうか。

注9: 例えば、病院や、その他の医療の提供を目的とする機関等（診療所等）が含まれることが想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、ガイドライン等において明確化することを想定している。

イ. 現状の規律

- 病院や診療所等の医療機関が「学術研究機関等」に含まれるか否かに関し、現行法においては、大学附属病院のように大学法人の一部門である場合には当該大学法人全体として「学術研究機関等」に該当すると解されていた一方で、一般の病院や診療所等は「学術研究機関等」には該当しないと解されていた。

ウ. 改正による実務への影響

- 大学附属病院であるか否かを問わず、医療機関においては研究活動が広く行われている実態があることから、これらを学術研究機関等を含めることが検討されている。
- 病院や診療所等による目的外利用・要配慮個人情報の取得・第三者提供一般について、学術研究例外に依拠することができるようになるのではなく、病院や診療所等による各種活動のうち、あくまで学術研究目的が妥当する範囲内においてのみ、学術研究例外に依拠することができるにとどまる点には留意を要する。

2. 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合における漏えい等発生時の対応の在り方

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- 現行法上、個人情報取扱事業者は、漏えい等報告の義務を負うときは、本人への通知が困難な場合を除き、一律に本人への通知義務を負うこととなるが、**本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合(注 10)について、本人への通知義務を緩和し、代替措置による対応を認めることとしてはどうか。**

注 10 :例えば、サービス利用者の社内識別子(ID)等、漏えいした情報の取得者において、それ単体ではおよそ意味を持たない情報のみが漏えいした場合などが想定される。具体的な対象範囲は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

(2) 現状の規律(現行法)

● 報告対象事態

- 現行法上、漏えい等事案が次のいずれかに該当する場合には、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じた場合を除き、必ず個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に対する通知又は代替措置を講じなければならないこととされている。

※基本的に「個人情報保護委員会への報告が必要な場合」=「本人に対する通知・代替措置を講じなければならない場合」

- 一 要配慮個人情報に含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

- 「高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置」は単なる暗号化では足りないなどハードルが高く、實際上その適用は困難である。
- しかも、個人データの範囲は極めて広く、氏名等の記載がなくても該当することから、本人通知 or 代替措置としての公表義務を免れる事案は極めて限定的である。

➤ 結果として、それ自体の漏えい等(又はそのおそれ)によって個人の権利利益が害される
とは思えないような情報(例えば社内 ID のみの漏えい等)であっても、本人通知義務を免
れることはできなかった。

※ 本人への通知は「当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において」(規則
10 条参照)行うものであるとして、社内 ID のみの漏えいなどの場合に本人通知を省
略している実務もあったと承知している(個人情報ウケはかなり悪い)。

3. 心身の発達過程にあり、本人による関与等の規律が必ずしも期待できない子供の個人情報等の取扱い

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- **子供は、心身が発達段階にあるためその判断能力が不十分であり、個人情報の不適切な取扱いに伴う悪影響を受けやすいこと等から、子供の発達や権利利益を適切に守る観点から、一定の規律を設ける必要があるのではないか。その場合、対象とする子供の年齢については、現在の運用の基礎となっている Q&A の記載（注 11）や、GDPR の規定（注 12）などを踏まえ、16 歳未満としてはどうか。**

注 11: 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A」Q1-62

注 12: GDPR 第 8 条

- **16 歳未満の者が本人である場合における、本人からの同意取得や本人への通知等に係る規定について、原則として、当該本人の法定代理人からの同意取得や当該法定代理人への通知等を義務付けることとしてはどうか。その上で、一定の場合（注 13）については、例外的に、本人からの同意取得や本人への通知等を認める必要があるのではないか。**

注 13: 例えば、本人が 16 歳未満であることを事業者が知らないことについて正当な理由がある場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して個人情報を取得した場合、本人に法定代理人がない又はそのように事業者が信ずるに足りる相当な理由がある場合が想定されるのではないか。

- **16 歳未満の者を本人とする保有個人データについて、違法行為の有無等を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由（注 14）を設ける必要があるのではないか。**

注 14 : 例えば、法定代理人の同意を得て取得された保有個人データである場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合、本人が 16 歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合、法定代理人が本人の営業を許可しており、事業者が当該営業に関して保有個人データを取得した場合等が想定される。

- **未成年者の個人情報等を取り扱う事業者は、当該未成年者の年齢及び発達の程度に応じて、その最善の利益を優先して考慮した上で、未成年者の発達又は権利利益を害することのないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の責務規定、及び、個人情報の取扱いに係る同意等をするに当たって、法定代理人は、本人の最善の利益を優先して考慮しなければならない旨の責務規定を設けてはどうか。**

(2) 現状の規律

- 子供の個人情報に関する法令上の規律の有無
 - 現行法は、子供の個人情報に関し、特段の定めを置いていない。
 - ガイドラインや Q&A において子供の個人情報の取扱いについて言及があるにとどまる。

- **子供の年齢**

- 子供の同意可能年齢について、Q&A1-62は、12歳～15歳と幅をもたせている。
- これは、同意事項の内容により、また、子供の理解度により、一律の基準を設けることが相当ではないと考えられていたためであると思われる。これが実務の混乱を生んでいる。

- **同意の主体・通知等の宛先**

- 12歳から15歳までの年齢以下の子供については、法定代理人等から同意を得ることとされる。なお、法定代理人とは親権者又は未成年後見人を指し、「等」には、例えば、子供を現に監護する者がこれに該当するものと考えられる。
- 通知等についても同様であるとする(文科省「教育データの利活用に係る留意事項」⁴Q6は児童生徒本人に通知等する必要があるとするが、不合理であると思う。)

- **利用停止等請求**

- 現行法における利用停止等請求の要件は厳格。次のいずれかを満たす必要がある。
 - ① 一定の法違反(違法な目的外利用・不正取得・不適正利用)の場合
 - ② 利用する必要がなくなった場合
 - ③ 漏えい等事態が生じた場合
 - ④ 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

(3)改正の実務への影響

- **子供の年齢**

- 16歳未満を「子供」とすることが検討されている。
年齢の統一は歓迎したいが高1問題への対応を要する(※高校1年生には、15歳の生徒と16歳の生徒がいるので一律の対応が困難になる。)

- **同意の主体・通知等の宛先**

- 「子供」については、原則として法定代理人からの同意取得・法定代理人への通知等を義務付けることが検討されている。

※ 「子供」に通知等すべしという文科省のアナウンスは役割を終えることになろうか。

※ 「等」を削ることの合理的理由はないように思われる。

- 「子供」であることを知らないことにつき正当な理由がある場合など一定の例外も予定されている。

- **利用停止等請求**

- 「子供」の保有個人データについては、違法行為の有無等を問わず利用停止等請求の対象とすることが検討されている。
- ただし、法定代理人の同意を得て取得された個人データや本人が16歳以上であると信じさせるために詐術を用いた場合などは、その例外とされる予定である。

⁴ https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00007.htm

- 子供の個人データを取扱う事業者は、利用停止等請求に柔軟に対応できるよう準備するか、(現行法上、要配慮個人情報を除く個人情報の取得に同意は要しないが)法定代理人の同意を取得しておくなどの対応が求められるであろう。
- **責務規定**
- 個人情報取扱事業者・法定代理人が子供の最善の利益を優先して考慮すべき努力義務を規定することが検討されているが、実効性は未知数であろう。

第2. 個人データ等の取扱いの態様の多様化等に伴うリスクに適切に対応した規律の在り方

1. 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する規律の在り方

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- 個人情報取扱事業者等における DX の進展に伴い、個人データ等の取扱いについて、実質的に第三者に依存するケースが拡大している。
- このような状況を踏まえ、個人情報取扱事業者等から**データ処理等の委託が行われる場合**について、**委託された個人データ等の取扱いの態様や、その適正性を確保する能力など、当該個人データ等の取扱いに関わる実態を踏まえ、当該個人データ等の適正な取扱いに係る義務の在り方を検討することとしてはどうか。**

(2) 現状の規律(現行法)

- **安全管理措置義務(通常の個人情報取扱事業者と同じ)**
 - 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない(法23条)。
 - 安全管理措置義務の内容は、大きく分けて「基本方針の策定」「個人データの取扱いに係る規律の整備」「組織的安全管理措置」「人的安全管理措置」「物理的安全管理措置」「技術的安全管理措置」「外的環境の把握」の7つ(通則 GL10)。
- **委託元の委託先監督義務**
 - 委託元は、委託先がかかる安全管理措置を適切に講じられるように、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならない(法 25 条)。
- **安全管理措置義務・委託先監督義務の水準**
 - 安全管理措置や委託先監督は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況(取り扱う個人データの性質及び量を含む。)等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容としなければならないとされている([通則 GL3-4-2](#)、[通則 GL3-4-4](#))。
 - 現に個人情報保護委員会は、実名公表事案において、安全管理措置の水準に言及することもある⁵。

⁵「株式会社メタップスペイメントに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について(令和4年7月13日)」(<https://www.ppc.go.jp/news/press/2022/20220713/>)や「BIPROGY株式会社に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について(令和4年9月21日)」(<https://www.ppc.go.jp/news/press/2021/220921kouhou/>)なども参照。

(3)改正による実務への影響

● 委託先の義務の加重

- **委託先企業においてより高度な安全管理措置義務が求められる可能性がある。**
- 「委託された個人データ等の取扱いの態様や、その適正性を確保する能力など、当該個人データ等の取扱いに関わる実態を踏まえ、当該個人データ等の適正な取扱いに係る義務」が設けられる見通し。

● 委託元の委託先監督義務

- 「規律の考え方」においては記載がないが、委託元においても、委託先が上記の義務を講じているのか監督する義務を負うことになる可能性がある。

2. 特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報に関する規律の在り方

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- **特定の個人に対して何らかの連絡を行うことができる記述等である電話番号、メールアドレス、Cookie ID 等を含む情報**については、当該情報が個人情報に該当しない場合であっても、当該個人への連絡を通じて当該個人のプライバシー、財産権等の権利利益の侵害が発生(注 15)し得る上、当該記述等を媒介として秘匿性の高い記述等を含む情報を名寄せすることにより、**プライバシー等が侵害されたり、上記連絡を通じた個人の権利利益の侵害がより深刻なものとなったりするおそれ(注 16)がある。このような記述等が含まれる個人関連情報(注 17)について、個人の権利利益の侵害につながる蓋然性の特に高い行為類型である不適正利用及び不正取得に限って、個人情報と同様の規律を導入することとしてはどうか。また、上記のような記述等が含まれる仮名加工情報及び匿名加工情報(注 18)についても同様の趣旨が当てはまることから、同様の規律を導入してはどうか。**

注 15 :例えば、メールアドレス等を用いて、有名企業等をかたったメール等を個人に送信し、当該メールの本文に記載したフィッシングサイトの URL にアクセスさせて認証情報やクレジットカード情報等を窃取する事例等が挙げられる。

注 16 :例えば、オンラインメンタルヘルスカウンセリングサービスを運営する事業者が、ユーザーから取得したメールアドレス及び健康情報を、治療支援等のためにのみ利用し第三者に共有しない旨等を約していたにもかかわらず、広告目的で第三者に提供する事例等が挙げられる。

注 17:具体的には、特定の個人の所在地(住居、勤務先等)、電話番号、メールアドレス、Cookie ID 等の記述等(これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。)を含む個人関連情報等を規律の対象とすることを想定している。

注 18:具体的には、注 17 の記述等を含む仮名加工情報・匿名加工情報等を規律の対象とすることを想定している。

- **行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。**

(2) 現状の規律(現行法)

- **個人関連情報・仮名加工情報・匿名加工情報について、現状、不適正利用及び不正取得に係る規律はない。**
 - 個人関連情報:ある個人に関する、Cookie 等の端末識別子を通じて収集されたウェブサイトの閲覧履歴、メールアドレスに結び付いた年齢・性別・家族構成等、商品購買履歴・サービス利用履歴、位置情報、興味・関心を示す情報がこれに該当する(通則 GL2-8)。
 - 仮名加工情報:法 2 条 5 項各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報(法 2 条 5 項柱書)。現状、仮名加工情報を利用した本人への連絡等が禁止されている(法 41 条 8 項)。

- 匿名加工情報とは、法 2 条 6 項各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう(法 2 条 6 項柱書)。

● 個人情報の不適正利用の規律

- 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない(法 19 条、通則 GL3-2)。
- 通則 GL3-2 においては、不適正利用の具体例として以下が挙げられている。

事例 1) 違法な行為を営むことが疑われる事業者(例:貸金業登録を行っていない貸金業者等)からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合

事例 2) 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報(例:官報に掲載される破産者情報)を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合

事例 3) 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合

事例 4) 個人情報を提供した場合、提供先において法第 27 条第 1 項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

事例 5) 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合

事例 6) 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合

● 個人情報の不正取得の規律

- 個人情報取扱事業者は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない(法 20 条 1 項、通則 GL3-3-1)。
- 通則 GL3-3 においては、不適正利用の具体例として以下が挙げられている。

事例 1) 十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合

事例 2) 法第 27 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合

事例 3) 個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合

事例 4) 他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合

事例 5) 法第 27 条第 1 項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合

事例 6) 不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

(3) 改正による実務への影響

● 連絡先等の情報を含む個人関連情報等の不適正取得・不正取得の規制

- **特定の個人の所在地(住居、勤務先等)、電話番号、メールアドレス、Cookie ID 等の記述等(これを利用して特定の個人に対して連絡を行うことができるものに限る。)**を含む情報等については、個人情報と同様に、**不適正利用の禁止(法19条)や不適正取得(法20条1項)の規律が設けられる見通し。**
- 具体的な不適正取得・不正取得に該当する例としては、「メールアドレス等を用いて、有名企業等をかたったメール等を個人に送信し、当該メールの本文に記載したフィッシングサイトの URL にアクセスさせて認証情報やクレジットカード情報等を窃取する事例等」や「オンラインメンタルヘルスカウンセリングサービスを運営する事業者が、ユーザーから取得したメールアドレス及び健康情報を、治療支援等のためにのみ利用し第三者に共有しない旨等を約していたにもかかわらず、広告目的で第三者に提供する事例等」が挙げられる見通し。

3. 本人が関知しないうちに容易に取得することが可能であり、一意性・不変性が高いため、本人の行動を長期にわたり追跡することに利用できる身体的特徴に係るデータ(顔特徴データ等)に関する規律の在り方

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- 顔識別機能付きカメラシステム等のバイOMETリック技術の利用が拡大する中で、生体データ(注 19)のうち、本人が関知しないうちに容易に(それゆえに大量に)入手することができ、かつ、一意性及び不変性が高く特定の個人を識別する効果が半永久的に継続するという性質を有する(注 20)顔特徴データ等は、その他の生体データに比べてその取扱いが本人のプライバシー等の侵害に類型的につながりやすいという特徴を有することとなっている。

注 19: 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、特定の個人を識別することができるもの(法第 2 条第 2 項第 1 号、個人情報保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 507 号)第 1 条第 1 号)。

注 20: カメラ等の計測機器を複数の地点に設置して顔特徴データ等を入手し、これを名寄せに利用することで、本人が関知し得ないまま、半永久的・網羅的に当該本人の行動を追跡することが可能である。

- そこで、上記侵害を防止するとともに、顔特徴データ等の適正な利活用を促すため、顔特徴データ等の取扱いについて、透明性を確保した上で本人の関与を強化する規律を導入する必要があるのではないか。具体的には、顔特徴データ等(注 21)の取扱いに関する一定の事項(注 22)の周知を義務付けてはどうか(注 23)。その場合において、一定の例外事由(注 24)を設ける必要があるのではないか。

注 21: 規律の対象となる生体データの具体的な範囲は政令以下で定めることを想定しているが、「顔特徴データ」として、顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたものを規定することを想定している。なお、単なる顔写真は「顔特徴データ」に該当しない。

注 22: 顔特徴データ等を取り扱う当該個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等を想定している。

注 23: 具体的な周知の方法は、制度が円滑に運用されるよう、改正の趣旨を踏まえつつ、委員会規則等で定めることを想定している。

注 24: 例えば、周知により本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、周知により当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合、国又は地方公共団体の事務の遂行に協力する必要がある場合であって、周知により当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合等が想定される。

- また、顔特徴データ等(保有個人データであるものに限る。)について、違法行為の有無等

を問うことなく利用停止等請求を行うことを可能としてはどうか。その場合において、一定の例外事由(注 25)を設ける必要があるのではないか。

注 25: 例えば、本人の同意を得て作成又は取得された顔特徴データ等である場合、要配慮個人情報の取得に係る例外要件と同種の要件に該当する場合等が想定される。

- さらに、顔特徴データ等について、**オプトアウト制度に基づく第三者提供(法第 27 条第 2 項)を認めないこととしてはどうか。**

(2) 現状の規律(現行法)

● 個人情報として取り扱われる顔画像・顔認証データ

- 現行法上、個人を識別可能な顔画像(通則GL2-1)や個人の身体的特徴に関する符号としての顔認証データ(令 1 条 1 号ロ「顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌」)は、個人情報として取り扱われる(法 2 条 1 項 2 項)。

● 顔特徴データに関する Q&A

- 店舗や、駅・空港等に設置したカメラにより画像を取得し、そこから顔特徴データを抽出して、これを防犯目的で利用する(顔識別機能付きカメラシステムを利用する。)ことについて、以下の点に留意する必要があるとしている(Q&A1-14)。
 - ・ 犯罪防止目的であることだけでなく、顔識別機能を用いていることも明らかにして、利用目的を特定すること
 - ・ 個人情報の利用目的を本人に通知し、又は公表すること
 - ・ 顔特徴データ等が保有個人データに該当する場合には、保有個人データに関する事項の公表等(法第 32 条)すること、また、法令に基づき開示請求等に適切に対応すること(Q&A9-13)
 - ・ 照合のためのデータベース(検知対象者のデータベース)に個人情報を登録するための登録基準を作成するに当たっては、対象とする犯罪行為等をあらかじめ明確にし、当該行為の性質に応じ、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報が登録されることのないような登録基準とすること(法第 18 条第 1 項)など

● 保有個人データに関する一定の事項の周知

- 現状、保有個人データに関して、当該個人情報取扱事業者の名称・住所・代表者の氏名、保有個人データの利用目的、利用目的の通知・開示・利用停止等の請求の手續と手数料の額その他の事項を周知することが規定されている(法 32 条、令 10 条)。

● 利用停止等請求

- 現状、法 18 条の規定に違反して本人の同意なく目的外利用がされている場合、法 19 条の規定に違反して不適正利用が行われている場合、法 20 条に違反して不適正取得された個人情報である場合などの違法行為が行われている場合(法 35 条 1 項)、また、利用の必要がなくなった場合や本人の権利又は正当な利益が害される恐れがある場合(同条

6 項)において、当該保有個人データの利用の停止又は消去(「利用停止等」)を求めることができる。

- **オプトアウト制度に基づく第三者提供の禁止**
- 現状、当該個人データが、要配慮個人情報、不適正取得されたもの、オプトアウト制度に基づき第三者提供されたものである場合には、オプトアウト制度に基づく第三者提供は禁止されている(法 27 条 2 項但書)。

(3)改正による実務への影響

- 「規律の考え方」によれば、「顔特徴データ」(顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状から抽出した特徴情報を、本人を識別することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を識別することができるようにしたもの)に関して、以下の規律を設けることが想定される。
- **一定の事項の周知**
 - 顔特徴データ等を取り扱う当該個人情報取扱事業者について、当該顔特徴データ等が**保有個人データに該当するかどうかに限らず**、当該事業者の名称・住所・代表者の氏名、顔特徴データ等を取り扱うこと、顔特徴データ等の利用目的、顔特徴データ等の元となった身体的特徴の内容、利用停止請求に応じる手続等の**一定の事項の周知を義務付ける**規律をすることが想定される。
- **利用停止等請求**
 - **保有個人データに該当する顔特徴データ等**について、本人の同意を得て作成・取得された場合や、法令に基づき取得した場合等一定の場合を除き、**現行の法 35 条 1 項や 5 項の要件に限らず、利用停止等請求を行なうことが可能になる**ことが想定される。
- **オプトアウト制度に基づく第三者提供の禁止**
 - 顔特徴データ等につき、オプトアウト制度に基づく第三者提供が禁止されることが想定される。

4. 悪質な名簿屋への個人データの提供を防止するためのオプトアウト届出事業者に対する規律の在り方

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- 近時、いわゆる「闇名簿」問題が深刻化する(注 26)中で、オプトアウト届出事業者である名簿屋が、提供先が悪質な(法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する)名簿屋であると認識しつつ名簿を提供した事案が発生しており、オプトアウト制度(法第 27 条第 2 項)に基づいて提供された個人データが「闇名簿」作成の際の情報源の一つとなっている現状がある。しかしながら、**提供先における個人データの利用目的等を確認する提供元の義務が規定されていない現行法下においては、提供元が不適正な利用の禁止(法第 19 条)(注 27)を適切に履行するための手段が存在しない。**

注 26 : 犯罪対策閣僚会議にて策定された「SNS で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(令和 5 年 3 月 17 日)においても、個人情報悪用した犯罪被害を防止するため、犯罪者グループ等に名簿を提供する悪質な名簿屋について、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進することが求められている。

注 27 : 法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する名簿屋に対して名簿を販売する行為は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあり、不適正な利用(法第 19 条)に該当し得る。

- そこで、個人データがオプトアウト制度に基づいて悪質な名簿屋に提供され、犯罪者グループ等に利用されることを防止するため、**オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務を創設する必要があるのではないか。**具体的には、以下の規律を導入することが考えられるのではないか。
 - ・ **オプトアウト制度に基づき個人データを第三者に提供するときは、あらかじめ、当該第三者(提供先)の身元(氏名又は名称、住所、代表者氏名)及び利用目的を確認しなければならないこと**としてはどうか。その場合において、一定の例外事由(注 28)を設ける必要があるのではないか。
 - ・ **当該第三者(提供先)は、オプトアウト届出事業者(提供元)が上記確認を行う場合において、上記確認に係る事項を偽ってはならないこととし、これに違反した者(提供先)に対して、過料を科すこと**としてはどうか。

注 28 : 例えば、オプトアウト届出事業者が当該個人データを取得した時点において、当該個人データが本人、国の機関、地方公共団体等によって公開されていたものである場合等が想定される。

(2) 現状の規律(現行法)

- 個人情報取扱事業者は、個人データの第三者提供に当たり、一定の事項をあらかじめ本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、法 27 条 1 項の規定にかかわらず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる(オプトアウトによる第三者提供)。

- 近年、悪質な名簿業者による悪用が社会問題になっており、個人情報保護法改正のたびに要件の厳格化がされてきた。現時点でも、法に違反するような行為に及ぶ者にも名簿を転売する名簿屋に対して名簿を販売する行為は、不適正利用(法19条)に該当し得るとされているが、現状、オプトアウト届出事業者において提供元の適正な利用を適切に履行するための規律は存在しない。

(3)改正による実務への影響

- オプトアウト届出事業者(提供元)が、オプトアウト制度に基づく個人データの提供時の確認義務、具体的には、提供先の身元(氏名又は名称、住所、代表者氏名)及び利用目的の確認義務を負うが規定されると想定される。
- また、当該第三者(提供先)は、オプトアウト届出事業者(提供元)が上記確認を行う場合において、上記確認に係る事項を偽ってはならない等の義務を規定し、これに違反した者(提供先)に対して、過料を科す旨が規定されると想定される。

第3. 個人情報取扱事業者等による規律遵守の実効性を確保するための規律の在り方

1. 勧告・命令等の実効性確保

(1) 速やかに是正を図る必要がある事案に対する勧告・命令の在り方

ア. 規律の考え方(改正の方向性)

- 現行法上、緊急命令は、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害が既に発生している場合に限り、当該違反行為を是正させるために発出し得るが、個人の権利利益の侵害を防ぐ観点から、重大な権利利益の侵害が切迫している段階において速やかに緊急命令を発出して違反行為を是正させる必要のある事案(注 29)が生じている。

注 29: 例えば、名簿の販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋(ブローカー)だと名簿販売業者が認識していたにもかかわらず、当該販売先に対し、意図的にその用途を確認せずに名簿を販売した事案が挙げられる。当該事案においては、当該販売先(転売屋)を通じて当該名簿が犯罪グループ等により取得され、当該名簿を利用した特殊詐欺等が行われるおそれがあるため、当該名簿に掲載された本人は、当該名簿が販売される限り、特殊詐欺等の被害に遭うおそれにさらされ、かつ、そのおそれが高まっていく状態に置かれることとなる。

- そこで、違反行為により個人の重大な権利利益が侵害される事実が既に発生している場合に加えて、当該侵害が切迫している場合においても、(勧告を経ることなく)緊急命令を発出することができるようにしてはどうか。
- また、違反行為による個人の重大な権利利益の侵害がいまだ切迫しているとまでは認められない場合であっても、当該侵害のおそれが生じており、かつ、勧告によって自主的な是正を待ったにもかかわらず、依然として当該違反行為が是正されない場合においては、命令を発出することができるようにしてはどうか。

イ. 現状の規律(現行法)

- 個人情報取扱事業者等が、個人情報保護法の義務規定に違反し、不適切な個人情報、個人関連情報、仮名加工情報又は匿名加工情報(以下本項において「個人情報等」という。)の取扱いを行っている場合には、個人情報保護委員会は、必要に応じて、当該個人情報取扱事業者等その他の関係者に対して報告徴収・立入検査を実施し(法第 146 条)、当該個人情報取扱事業者等に対して指導・助言を行い(法第 147 条)、また、勧告・命令を行う(法第 148 条)ことができる。
- 個人情報取扱事業者の義務違反の是正については、基本的に「命令」に「勧告」を前置することとされている。「命令」は、単に「勧告」に従わないことをもって発せられることはなく、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると個人情報保護委員会が認めたときに発せられる。

- 「緊急命令」は、個人情報取扱事業者等が上記各規定に違反した場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると個人情報保護委員会が認めるときに、「勧告」を前置せずに行う。

ウ. 改正による実務への影響

- 緊急命令が出される範囲が広がる

- 直ちに中止命令が出される場合の要件

①違反行為により個人の重大な権利利益が侵害される事実が既に発生している場合

②違反行為により個人の重大な権利利益への侵害が切迫している場合

←追加が見込まれる

- 侵害の「おそれ」段階での中止命令の新設

①当該侵害のおそれが生じており、かつ、②勧告によって自主的な是正を待ったにもかかわらず、依然として当該違反行為が是正されない場合

- 実際の運用は？

- 命令まで至った事例はいわゆる破産者マップ事件のみ。
- 命令を行う要件が緩和されたところで、個情委がどのような運用を行うかは未知数(そもそも、命令まで至る事例それ自体が少ない)。
- 中止命令について、「侵害が切迫している場合」とはどの程度のレベル感を意味するのか

名簿の販売先が、法に違反するような行為を行う者にも名簿を転売する転売屋(ブローカー)だと名簿販売業者が認識していたにもかかわらず、当該販売先に対し、意図的にその用途を確認せずに名簿を販売した事案

→侵害の具体的な危険性までは求められていない可能性

- 侵害の「おそれ」について、どのように判断するか？

(参考)保有個人データの利用停止等(法 35 条)における「おそれ」は、一般人の認識を基準として、客観的に判断すること(通則 GL3-8-5-1③※6)。

(2)個人の権利利益のより実効的な保護のための勧告・命令の内容の在り方

ア. 規律の考え方(改正の方向性)

- 法に違反する個人情報等の取扱いがあった場合において、本人が自らその権利利益を保護するための措置を講ずるためには、その前提として、当該取扱いがあったことを認知する必要がある。

注 30 :例えば、法第 19 条に違反して、犯罪者グループ等の違法行為を行う蓋然性が高い第三者に名簿が提供された場合、当該名簿に掲載された本人は、これを利用した特殊詐欺の被害等を受けるおそれがあるが、そのような状況を認知していなければ、特殊詐欺等から自らを守るための対策を講ずることができない。

- そこで、違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置に加えて、**本人に対する違反行為に係る事実の通知又は公表その他の本人の権利利益の保護のために必要な措置を勧告・命令の内容とすることができることとしてはどうか。**

イ. 現状の規律(現行法)

- 勧告・命令は、いずれも、「当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置」をとるよう求めるものとされている。
 - 委員会は、これまで、法に違反する個人情報の取扱いを行った個人情報取扱事業者に対して、利用目的の通知、公表等を適切に行うことや、適切な安全管理措置を講じるための組織体制を整備すること等を求めてきている。
- 一方で、現状、個人情報取扱事業者から、本人に対して何らかのアプローチを行うことを求めるような規程はない。

ウ. 改正による実務への影響

- 法に違反する個人情報等の取扱いがあった個人情報取扱事業者が、勧告・命令の内容として、本人に対する違反行為に係る事実の通知及び公表等を行うよう求めることができるようになる。
 - 現行法において個人データの漏えい等(法 26 条)が発生した場面に本人に対する通知・公表が認められている。
 - また、指導・勧告・命令に至った案件の一部は、国民への情報提供の観点から(法9条)、個人情報保護法違反事案で、勧告・命令がなされた場合であっても、本人に対する通知・公表が求められる可能性がある。
 - **本人に対する通知・公表は、事業者のレピュテーションリスクを損なう可能性が大。**
- 実効性についての疑問
 - 本改正が想定している例は、以下のとおり。

例えば、法第 19 条に違反して、犯罪者グループ等の違法行為を行う蓋然性が高い第三者に名簿が提供された場合、当該名簿に掲載された本人は、これを利用した特殊詐欺の被害等を受けるおそれがあるが、そのような状況を認知していなければ、特殊詐欺等から自らを守るための対策を講ずることができない。

→名簿を提供した事業者に対し勧告・命令を行い、本人に対する違反行為に係る事実の通知及び公表等を行うよう求めることを想定している。

果たして、そのような（グレーな）事業者が、個人情報委の要望に応じるのか？

(3) 命令に従わない個人情報取扱事業者等の個人情報等の取扱いに関係する第三者への要請の導入の要否

ア. 規律の考え方(改正の方向性)

- 近時、違反行為の中止命令及び当該命令違反の罪に係る刑事告発を受けるに至っても当該違反行為を停止しない悪質な個人情報取扱事業者等が現れてきている(注 31)。個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いにより個人の権利利益の侵害又はそのおそれが生じ、個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)による命令が発出されたが、当該個人情報取扱事業者等がこれに従わない場合において、当該違反行為による個人の権利利益の侵害又はそのおそれを排除するためには、当該個人情報等の取扱過程や流通過程の一部に関わることとなっている事業者が、当該取扱いのために用いられる役務の提供の停止、当該個人情報等の送信の中止等の措置をとることが必要かつ効果的である。

注 31: 例えば、法第 19 条や法第 27 条等に違反して、官報に掲載されている破産手続開始決定を受けた個人の氏名や住所等の個人データが、地図データとひも付けられる形でウェブサイト上にて公表された事案において、委員会は、当該ウェブサイトの運営者が法に違反した「当該個人情報取扱事業者等」であるとして、当該運営者に対して、当該ウェブサイトの停止等を命令し、刑事告発を行っているものの、当該運営者は命令に従わなかった。一方、当該事案において当該運営者が自ら当該ウェブサイトを停止しない場合であっても、当該ウェブサイトの配信に用いられているサーバのホスティング事業者が当該運営者による当該サーバの利用や当該サーバ自体の機能を停止することや、検索エンジンサービス事業者が当該ウェブサイトのドメイン名等の情報表示を停止することにより、個人の権利利益侵害のおそれを減少させることが可能である。

- 現行法上は、委員会による命令は、法の義務規定に違反した個人情報取扱事業者等に対してのみ発出することができるものであり、当該違反行為に関わることとなっている第三者に対して、当該個人情報取扱事業者等へのサービス提供の停止等を命じることはできず、任意の要請に係る根拠規定もない。
- これを踏まえ、違反事業者に対する命令が発出されている場合における、以下二つの

類型の委員会による第三者に対する要請について、根拠規定を設けることとしてはどうか。

- ・委員会による命令を受けた個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いを、**当該個人情報取扱事業者等との契約に基づき補助する第三者(注 32)**に対する、当該違反行為を中止させるために必要な措置を講ずるべき旨の要請。

注 32:具体的には、個人情報等の保存に用いるためのクラウドサービスを提供する事業者、個人情報を公開するためのサーバのホスティング事業者、当該サーバのドメイン名を IP アドレスに変換する DNS サーバのホスティング事業者等を想定している。

- ・委員会による命令を受けた個人情報取扱事業者等による違法な個人情報等の取扱いが、特定電気通信(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)第 2 条第 1 号)による当該個人情報等の送信である場合における、**当該特定電気通信による当該個人情報等の流通に係る特定電気通信役務を提供する特定電気通信役務提供者(同条第 3 号)(注 33)**に対する、当該流通を防止するために必要な措置を講ずるべき旨の要請。

注 33:具体的には、検索サービス提供事業者等を想定している。

- **第三者が上記要請に応じた場合における、当該第三者の当該個人情報取扱事業者等に対する損害賠償責任を制限することとしてはどうか。**

イ. 現状の規律

- 法 148 条 2 項及び同 3 項の勧告・命令は、いずれも、法の規定に違反した「当該個人情報取扱事業者等」に対して行うものとされている。
- そのため、個人情報取扱事業者が、法に違反する個人情報の取扱いを第三者に委託している場合や、法に違反して個人情報を取り扱うに当たって第三者の提供するサービスを利用している場合において、当該第三者自身が法の規定に違反した「当該個人情報取扱事業者等」に当たらない場合は、当該第三者に対して直接勧告・命令を行うことは困難である。

ウ. 改正による実務への影響

- **個人情報取扱事業者等との契約に基づき補助する第三者に対する、当該違反行為を中止させるために必要な措置を講ずるべき旨の要請**
 - 対象は「個人情報等の保存に用いるための**クラウドサービスを提供する事業者**、個人情報を公開するための**サーバのホスティング事業者**、当該サーバのドメイン名を IP アドレスに変換する **DNS サーバのホスティング事業者等**」を想定している。
- **特定電気通信役務提供者に対する、特定電気通信による個人情報の流通を防止するために必要な措置を講ずるべき旨の要請**
 - 対象は「**検索サービス提供事業者等**」を想定している。

- 自ら個人情報保護法違反をしない場合でも、他人の「個人情報等の取扱過程や流通過程の一部に関わることとなってしまっている事業者」として対応が求められる場面が出てくると想定される。そこで、このような対応に即した対応、すなわち契約書への追記や利用約款への記載が求められる。
- また、上記の必要な措置を講じた第三者は、個人情報取扱事業者に対する損害賠償責任を制限することが検討されている。
 - 「制限」とあるが、一切免除されるのか？ 紛争になるリスクはどの程度か？

2. 悪質事案に対応するための刑事罰の在り方

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- 現行法上、第 179 条及び第 180 条が定める刑事罰の対象となる個人情報データベース等又は保有個人情報の提供行為は、不正な利益を図る目的での提供行為に限られているが、本人の権利利益を害する程度には、不正な利益を図る目的での提供行為と加害目的での提供行為とで差異が認められないため、この点を見直し、「不正な利益を図る目的」に加え、「損害を加える目的」に基づく提供行為についても、法第 179 条及び第 180 条に基づく刑事罰の対象行為としてはどうか。
- また、不正に取得された個人情報は、当該情報を用いた詐欺その他の犯罪等につながり得る不適正な利用がなされる蓋然性が高いため、詐欺行為や不正アクセス行為その他の個人情報を保有する者の管理を害する行為により個人情報を取得する行為について、当罰性の観点から「不正な利益を図る目的」又は「損害を加える目的」に基づくものに限定した上で、直罰の対象とする必要があるのではないか。
- なお、各罰則規定の法定刑について、他の罰則規定との均衡を踏まえ、適切な見直しをすることが適当ではないか。

(2) 現状の規律(現行法)

- 法 179 条及び法 180 条が定める刑事罰の対象となる個人情報データベース等又は保有個人情報の提供行為は、「不正な利益を図る目的」での提供行為に限られている。

(3) 改正による実務への影響

- 刑事罰の対象として、新たに、「損害を加える目的」に基づく対象行為が加わり、処罰範囲が広がることを見込まれる。これにより、例えば、会社の職員が不正に会社の顧客データを取得し、当該データをウェブ上で公開する等、当該データの転売する目的がない場合でも刑事罰の対象となることになる。
- もっとも、このような改正が行われた場合であっても、上記のような行為は、従来から個人情報保護法それ自体に違反することに変わりはないため、実務への影響は大きくないと考えられる。

3. 経済的誘因のある違反行為に対する実効的な抑止手段(課徴金制度)の導入の要否

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- 課徴金は、行政上の措置として機動的に賦課されるものであり、違反行為の経済的誘因を小さくすることにより、違反行為を抑止することを目的として導入されるものである。このような課徴金制度については、事後チェック型を志向する現代の市場経済社会において重要な法執行上の役割を果たしていると指摘されている。
- 課徴金制度については、個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理を踏まえ、昨年 7 月から「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催し、計 7 回の会合を経て、昨年 12 月末に、議論の状況を整理した報告書(以下「報告書」という。)を取りまとめた(注 34)。

注 34: 個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書(令和6年 12 月 25 日)

- 報告書は、課徴金制度の導入の必要性及び想定される制度設計の在り方や課題についての議論状況をまとめたものである。同制度の導入の要否及び制度設計の在り方については、報告書の内容を踏まえ、継続して議論していく必要があるのではないか(注 35)。

注 35: 報告書において提示した制度設計の案及び論点の詳細は別紙のとおり。

「(別紙)個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書において提示した制度設計の案について」】概要

1 課徴金制度の導入について

(1) 課徴金納付命令の対象となる範囲

課徴金納付命令の対象を、①対象行為(事態)を限定すること、②違反行為者の主観的要素により限定すること、③個人の権利利益が侵害された場合等に限定すること、④大規模な違反行為が行われた場合等に限定することが考えられる。

ア 違法な第三者提供等関連

①対象行為(事態)を限定すること

深刻な個人の権利利益の侵害につながる可能性が高く、緊急命令(法 148 条3項)の対象となっている重要な規制に違反する行為類型を対象とし、さらに、国内外において現実に発生しており、かつ、剥奪すべき違法な収益が観念できるものに限定することが考えられる。すなわち、

・法 27 条1項(第三者提供の制限)の規定に違反する個人データの提供

・法 19 条(不適正な利用の禁止)の規定に違反する個人情報の利用

・法 18 条(利用目的による制限)の規定に違反する個人情報の取扱い

・法 20 条(適正な取得)の規定に違反して取得した個人情報の利用

をし、当該提供／利用／取扱いをやめることの対価として、金銭その他の財産上の利益を得ること

②違反行為者の主観的要素により限定すること

過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が違反行為を防止するための相当の注意を怠っていない場合か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられる。

③個人の権利利益が侵害された場合等に限定すること

過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することが考えられる。例えば以下の(ア)～(ウ)のように運用されることになると考えられる。

(ア)個人の権利利益の侵害を防止するため、先行して違反事業者に対して勧告等を発出し、違反行為を中止させた後、当該勧告等の対象となった違法行為について、課徴金納付命令を発出する

(イ)違反事業者に対して勧告等を発出し、当該勧告等の対象となる違反行為について、同時に、課徴金納付命令も発出する

(ウ)違反行為が既に終了しているため、勧告等の発出は行わないものの、個人の権利利益を侵害すること等の所定の要件を充足するため、課徴金納付命令を発出する

④大規模な違反行為が行われた場合等に限定すること

より抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定する観点から、課徴金納付命令の対象を、大規模な違反行為に限定することが考えられる。具体的には、違反行為に係る本人の数について 1,000人以上を基準として課徴金納付命令の対象を限定することが考えられる。

イ 漏えい等・安全管理措置義務違反関連

①・④対象行為(事態)を限定すること・大規模な違反行為等に限定すること

より抑止の必要性が高い大規模事案に対象を限定する観点から、課徴金納付命令の対象を、安全管理措置義務違反に起因して大規模な個人データの漏えい等が発生した場合に限定することが考えられる。具体的には、漏えい等した個人データに係る本人の数について 1,000人超を基準として課徴金納付命令の対象を限定することが考えられる。

②主観的要素により限定すること

過剰な規制を回避する等の観点から、個人情報取扱事業者が安全管理措置義務違反を防止するための「相当の注意を著しく怠っていない場合」か否かによって、課徴金納付命令の対象を限定することが考えられる。

③個人の権利利益の侵害された場合等に限定すること

過剰な規制を回避する等の観点から、課徴金納付命令の対象を、個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合に限定することが考えられる。

(2)算定方法

ア 違法な第三者提供等関連

違反事業者は、違反行為又は違反行為により取得した個人情報(すなわち違法行為がなければ取得し得なかった個人情報)から直接的に違法な収益を得ており、違反事業者が得る経済的利得そのものが違法な収益であるといえる。そこで、違反事業者が違反行為又は違反行為により取得した個人情報の利用に関して得た財産的利益の全額を課徴金額とすることが考えられる。

さらに、違反行為をより実効的に抑止する観点から、当該財産的利益の全額を上回る金額を課徴金額とすることも考えられる。なお、課徴金額の算定基礎に係る推計規定を導入することも考えられる。

イ 漏えい等・安全管理措置義務違反関連

安全管理措置義務に違反した事業者の当該違反行為の期間における事業活動により生じた売上額の全部又は一部は、コストの低下・取引数量の増加に伴う利益の増加額により構成されているとの考え方に立つと、安全管理措置義務の履行を怠る動機を失わせるのに十分であり、かつ、想定される必要かつ適切な安全管理措置を講じていれば負担していたであろうコストとの差額、取引数量の増加分に伴う利益の増加額等に照らして過大な損失を与えない水準の課徴金額を賦課する観点から、当該売上額に一定の「算定率」を乗じることによって課徴金額を算定することも考えられる。

※検討会報告書による課徴金制度の具体的内容については下記ニュースターをご覧ください。
[個人情報保護法ニュースNo.11 個人情報保護法における課徴金制度の導入～「個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに係る検討会報告書」を読み解く～\(2025/01/09\)](#)

(2)現状の規律(現行法)

- 現行法上、課徴金制度は存在しない。

(3)改正による実務への影響

- 違法な第三者提供等関連
 - 課徴金の対象行為は第三者提供の制限(法 27 条1項)、不適正な利用の禁止(法 19 条)利用目的による制限(法 18 条)、適正な取得(法 20 条)違反とされている。不適正な利用の禁止の規定に違反する個人情報の利用について、そもそもどのような利用が不適正な利用に該当するのか不明であり、外延が不明確。
 - 主観的要素として、「相当の注意を怠っていない場合」に限定される予定であるが、その具体的内容は明らかになっていない。

- 「個人の権利利益が侵害され、又は侵害される具体的なおそれが生じた場合」に限定される方向であるが、「侵害される具体的なおそれ」の程度について、現時点において明確になっていない。

- **漏えい等・安全管理措置義務違反関連**

- 対象行為について、1000 人超の大規模な漏えい等事案に限定されている。
- 主観的要素や個人の権利利益の侵害等が要件になっていることは、違法な第三者提供等関連と同様の問題がある。
- 主観的要素について、事業の規模、性質等も十分に考慮した上で判断することが考えられる、とされる(報告書 22 頁)。例えば、事業の規模に比して、安全管理措置義務について低コストで行っていた場合、「相当な注意」を怠ったと推測される一要素となるのではないか。

⇒個人情報保護委員会のガイドラインや Q&A などで明確にされることが望まれる。

4. 違反行為による被害の未然防止・拡大防止のための団体による差止請求制度、個人情報の漏えい等により生じた被害の回復のための団体による被害回復制度の導入の要否

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- ある者の個人情報^{注36}が違法に取り扱われている場合には、他の者の個人情報についても同様に違法に取り扱われている可能性が十分にあると考えられる中で、個人情報の違法な取扱いに対する適切な権利救済の手段を多様化し、より確実に救済を受けられる環境を整えていくことは重要であると指摘されている。団体による差止請求制度や被害回復制度について、検討会において導入の必要性や想定される制度設計について議論を行った。
- 報告書は、課徴金制度と同様に、団体による差止請求制度・被害回復制度についても、導入の必要性及び想定される制度設計の在り方や課題についての議論状況をまとめたものである。同制度の導入の要否及び制度設計の在り方については、報告書の内容を踏まえ、継続して議論していく必要があるのではないか(注36)。

注36: 報告書において提示した制度設計の案及び論点の詳細は別紙のとおり。

「(別紙)個人情報保護法のいわゆる3年ごと見直しに関する検討会報告書において提示した制度設計の案について」概要

2 団体による差止請求制度、団体による被害回復制度の導入の要否

(1) 差止請求制度

委員会の法執行が行き届いていない部分において、不特定かつ多数の消費者に係る被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、適格消費者団体に、個人情報保護法上の差止請求権を適格消費者団体自身の権利として付与することが考えられる。この際、差止請求制度について、違反行為により個人の権利利益が侵害されるおそれが高い、利用停止等請求の対象条文に係る違反行為を、適格消費者団体による差止請求の対象とすることが考えられる。

具体的には、例えば以下のような事例を対象とすることが考えられる。

- ・不特定かつ多数の消費者の個人データを、自らが提供するサービスに係る利用規約・プライバシーポリシー等において合理的かつ適切な方法により本人の同意を得ることなく第三者に提供する等、法に違反して第三者に提供する(法第27条第1項関係)
- ・不特定かつ多数の消費者の個人情報を、本人が人格的・差別的な取扱いを受けるおそれがあるにもかかわらずウェブサイトで表示する等、不適正に利用する(法第19条関係)
- ・不特定かつ多数の消費者の個人情報を、他の事業者の従業員により不正に持ち出された個人情報であることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず取得する等、不正の手段により取得する(法第20条関係)等

(2) 被害回復制度

被害回復制度については、中間整理において「個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は極端な少額大量被害事案となる(過去の裁判例等を踏まえると、認容被害額は数千円から

数万円程度と考えられる。)こと、立証上の問題があることが課題と考えられる」とされたことも踏まえつつ検討する必要がある。

(2) 現状の規律(現行法)

現行法上、団体による差止請求制度及び被害回復制度は存在しない。

(3) 改正による実務への影響

● 全体について

- 適格消費者団体がマンパワー不足という現状(報告書 32 頁)。個情委との連携推進の可能性(報告書 38 頁)。

● 差止請求制度

- 法 27 条 1 項(第三者提供の制限)、法 19 条(不適切な利用の禁止)、法 20 条(適正な取得)を対象にする方向で議論されている。もっとも、差止請求制度は、「委員会の法執行が行き届いていない部分」について補完する建付けとされているため、対象範囲は謙抑的であると予想される。
- 適格消費者団体における立証のハードルが高いとの意見も(報告書 36 頁)。

● 被害回復制度

- 少額多量被害の類型を念頭に置いている。
- 立証上の問題も指摘されている(報告書 38 頁)。

→今改正において、団体による差止請求・被害回復制度が導入される可能性は小さいと考えられる。

5. 漏えい等発生時の体制・手順について確認が得られている場合や違法な第三者提供が行われた場合における漏えい等報告等の在り方

(1) 規律の考え方(改正の方向性)

- 委員会規則で定めるところによる、報告対象事態(規則第7条)が発生した場合の委員会への報告(法第26条第1項)について、体制・手順に係る認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けること等を前提として、一定の範囲で速報を免除することを可能としてはどうか。さらに、漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付のようなケースについては、委員会への報告のうち速報を、一定期間ごとに取りまとめた上で行うことを許容してはどうか。
- また、違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態にすることとしてはどうか。
- 違法な第三者提供については、行政機関等についても同様の改正を行うこととしてはどうか。

(2) 現状の規律(現行法)

- 現行法上、法第26条第1項に基づく漏えい等報告は、規則7条各号に該当する事態について、速報及び速報に分けて行うこととされている。すなわち、
 - ・ 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(規則7条1号)
 - ・ 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同2号)
 - ・ 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ(当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同3号)
 - ・ 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態(同4号)の場合、委員会に報告しなければならない。
- ただし、上記各個人データが、高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものである場合は、この限りではない。
- 過失による個人データの漏えい(法26条)は報告対象・本人通知の対象とされているのに対して、本人の同意を得ない、違法な個人データの第三者提供(法27条)(故意による個人データの第三者提供)に関しては、報告対象・本人通知の対象とされていないという不均衡な事態が生じている。

3. 改正による実務への影響

● 報告対象事態

- 報告対象事態が発生した場合であっても、一定の場合には速報が免除されたり、確報を一定期間ごとにとりまとめた上で報告することで足りるとされたりすることが議論されている。
- 速報の免除される具体例として、①漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付案件や、②漏えい等又はそのおそれを認識した場合における適切な対処を行うための体制・手順が整備されていると考えられる事業者が挙げられている(令和6年6月27日付中間報告20頁)。
- 上記①は、確報を一定期間ごとにとりまとめた上で報告することで足りるとされる例としても挙げられている。
- 仮にこのような改正が行われた場合、事業者の事務処理の手間が軽減されると思われる。
- 上記中間報告に記載されていた漏えい等の「おそれ」の緩和に関する記載はない。

● 違法な個人データの第三者提供

- 報告対象事態になる方向。
例えば、会社の職員が不正に会社の顧客データを取得し、第三者に提供した場合、報告対象となることが想定される。

⇒個人情報保護委員会への報告対象・本人通知とされる改正の施行前に、本人の同意を得ない個人データの第三者提供がないか精査をし、是正することが望まれる。